



オフサイトPPA方式による熊本市市有施設への 太陽光発電設備導入事業における基準適合方法等について

令和8年(2026年)1月27日(火)

環境局 環境推進部 脱炭素戦略課



熊本市

1. はじめに
2. 事業概要について
3. 意見交換の目的・対象
4. 意見交換のテーマ
5. 参考事例

1. はじめに

(1) 背景

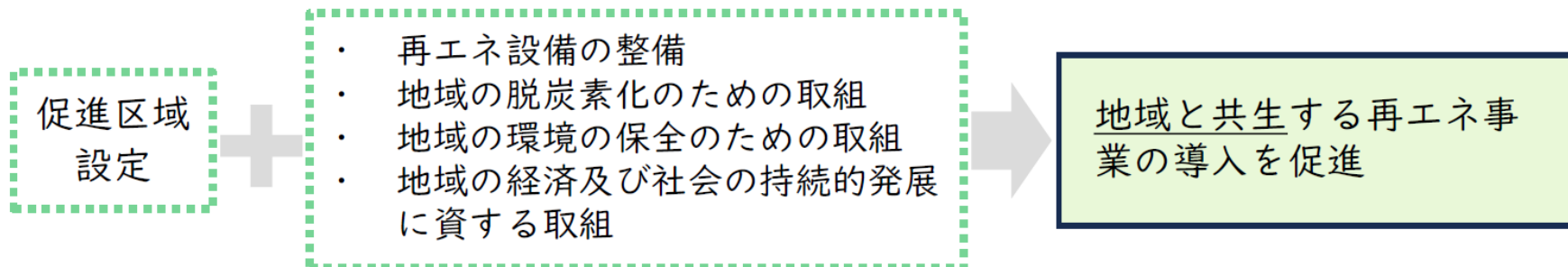
令和3年温対法改正により、同法第21条第5項に基づき、市町村は地方公共団体実行計画において、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めることとされた。(努力義務)

本市においても、地域の合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、地域共生型の再エネを推進することを目的として、促進区域(市町村ごとの地域脱炭素化促進事業の対象となる区域)等を設定することとしている。

(2) 地域脱炭素化促進事業

再生可能エネルギーを利用した地域の脱炭素化のための施設(本市では太陽光発電設備としている)の整備及びその他の「地域の脱炭素化のための取組」を一体的に行う事業であって、「地域の環境の保全のための取組」及び「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」を併せて行うもの。

都市圏における地域脱炭素化促進事業



2. 事業概要について

(1) 太陽光発電設備の整備

本事業では、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用し、熊本市上下水道施設の未利用地(南部浄化センター・西部浄化センター)にオフサイトPPA方式で太陽光発電設備を設置し、市有施設に電力の供給を行う。

施設名:南部浄化センター
住所:熊本市南区元三町4丁目1番1号
敷地面積: 111,000㎡
実施年度(予定):R8契約、R9施工

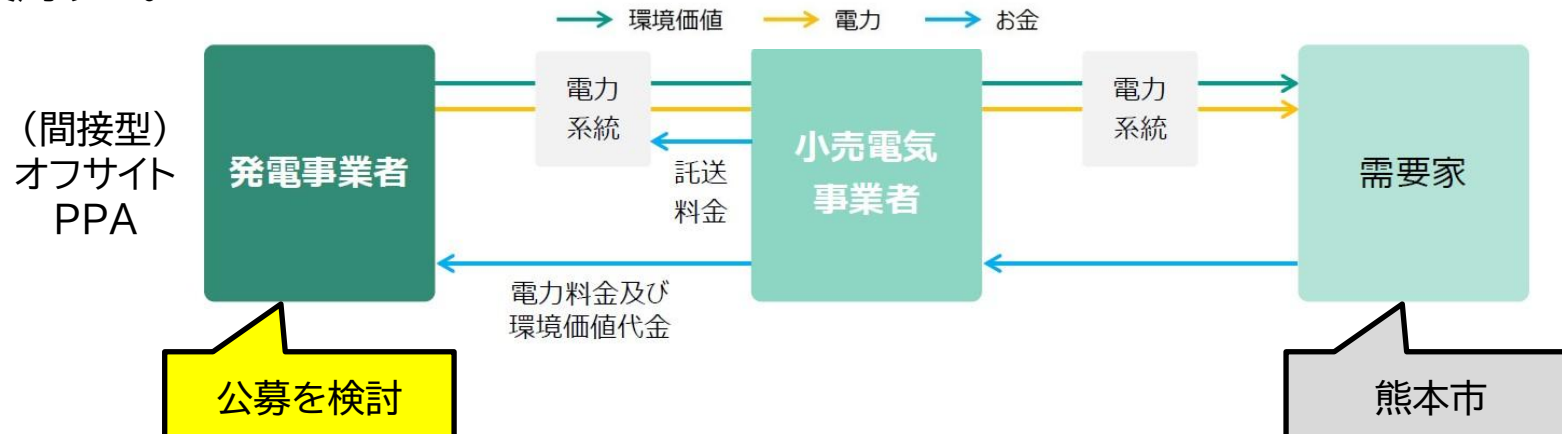


施設名:西部浄化センター
住所:熊本市西区沖新町4944-3
敷地面積:120,700㎡
実施年度(予定):R9契約、R10施工



(2) オフサイトPPA

市有施設の屋根や市有地に、事業者が太陽光発電設備を設置し、発電した電力は電力系統を介して、他の市有施設に供給する。本市は供給量に応じた電気料金を支払い、供給先の施設で太陽光で発電した電力を使用する。



2. 事業概要について

(3) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

太陽光発電設備の交付要件

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領(別紙2・重点対策対象事業要件) 抜粋

イ 地域共生・地域裨益型再エネの立地

(キ) 太陽光発電設備(地域共生・地域裨益型)

g 次の(a)又は(b)のいずれかを満たすこと。

(a) 公有地や農地、ため池、廃棄物最終処分場を活用して再エネ発電設備を設置する事業であって、再エネ発電設備の整備にあわせて地域の環境の保全のための取組及び地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組であること((b)の場合を除く。)

(b) 再エネ発電設備を導入する市区町村において、地方公共団体実行計画の一部として、地域脱炭素化促進事業に係る促進区域、地域の環境の保全のための取組及び地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を定めている場合(計画改定作業中の場合を含む。また、既存計画の別冊として定めることも可。)に、当該計画の記載内容に適合していること。ただし、建物の屋根上に設置する再エネ発電設備を除く。



本市は促進区域等を定めることとなるため、交付金を活用する上で(b)の要件を必ず満たす必要がある。

3. 意見交換の目的・対象

(1) 意見交換の目的

1. 事業を実施するにあたり、令和8年(2026年)3月に策定予定の「第2次熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画」の地域脱炭素化促進事業に関する基準への適合を検討している。当該基準において、実施する必要がある取組の達成方法について情報収集を行うもの。
2. 公募に先立ち、民間事業者へ情報提供を行うことで、事業への参画意欲を高める。

(2) 実施する必要がある3つの取組

① 地域の脱炭素化のための取組(意見交換対象)

1. 再生可能エネルギーの地産地消
 - ➡ 発電で得られた電気を自家消費するとともに、余剰電力は都市圏域の住民や事業者が利用するエネルギーとして活用すること。
2. モビリティの脱炭素化
 - ➡ 再エネ電気を活用した電動車の導入等、モビリティの脱炭素化に資する取組を実施すること。

3. 意見交換の目的・対象

(2) 実施する必要のある3つの取組

② 地域の環境の保全のための取組(意見交換対象外)

「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく再エネ促進区域の設定に関する熊本県基準」に定められた、環境の保全に適切に配慮するための措置を講じる必要がある。加えて、促進区域が含まれる市町村の条例に従い、取組を実施する必要がある。

③ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組(意見交換対象)

1. 地域の経済活性化に資する取組

例：地域新電力等と連携し域内に安価な再エネ電力を供給することで、域内の経済循環を推進する

2. 地域の課題解決に資する取組

例：事業収益の一部を市町村が設置する地域振興等に係る基金へ寄附する

3. 地域の防災対策の推進に資する取組

例：再エネ電力を非常時の災害用電源として地域へ供給する

4. 意見交換のテーマ

1. 本事業の中でどのような取組を実施することが可能か
2. 実施に当たり障壁となる事項やどのような解決策が考えられるか

5. 参考事例



地域脱炭素化促進事業計画の認定事例：富山県氷見市

- 富山県氷見市は、市内遊休地を促進区域として設定。
- 市内の地域エネルギー株式会社である氷見ふるさとエネルギー株式会社により、オフサイトPPA方式にて、北陸電力が市内の需要家に供給する地域脱炭素化促進事業計画を申請し、令和5年11月に市が認定。自然環境保全の調和や売電収入の一部を農業用施設の整備へ活用する等といった、地域共生型再エネの導入拡大を図っている。

認定地域脱炭素化促進事業者

氷見ふるさとエネルギー株式会社

出資者

氷見市、北陸電力、氷見商工会議所、氷見市観光協会、富山県電気工事工業組合、金融機関（氷見市農業協同組合、北陸銀行、北國銀行、富山第一銀行、富山銀行、氷見伏木信用金庫）

<事業スキーム図>



認定地域脱炭素化促進事業計画の主な内容

- **地域脱炭素化促進事業の目標**
地域脱炭素化促進事業による温室効果ガスの排出量の削減見込量：1,736t-CO₂/年
- **地域脱炭素化促進施設の整備の内容**
・地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
太陽光発電設備 2,500kW
(想定年間発電量：3,478MWh/年)
・運転開始時期：令和7年1月(予定)
- **地域の環境の保全のための取組**
(1) 自然環境保全との調和：地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響をおよぼすことがないよう、必要に応じた影響の調査、検討等を行う。
(2) 景観の保全の維持及び向上：地域住民や有識者から必要に応じ意見を聴取し、景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。
(3) 安全対策：風雨や地震等による地域脱炭素化促進施設の破損や土砂流出への対策といった安全性の確保等を行うよう必要な措置を講ずるとともに、問題が発生した際には、責任を持って問題の解決を行う。
- **地域の脱炭素化のための取組**
オフサイトPPA方式にて、北陸電力が氷見市内の需要家(事業所)に供給
- **地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組**
売電収入の一部を活用して、地元の農業用施設(用水路、法面等)の整備への活用を図る。

検討の経過

令和4年6月～ 令和5年1月	氷見市脱炭素化推進協議会にて促進区域の設定等に向けた協議
令和5年3月	氷見市が市内遊休地を促進区域とする地方公共団体実行計画(区域施策編)策定
令和5年8月	氷見ふるさとエネルギー(株)による地域脱炭素化促進事業計画の申請
令和5年11月	氷見市が地域脱炭素化促進事業計画を認定

出所：氷見ふるさとエネルギー株式会社、氷見市